

須坂市農業委員会 令和元年9月総会 議事録

- 1 招集 令和元年9月30日(月) 午後3時00分
- 2 開会 令和元年9月30日(月) 午後3時00分
- 3 閉会 令和元年9月30日(月) 午後3時26分
- 4 場所 須坂市市役所 305 会議室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口みづ子	推進委員	15番	竹前清孝
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	斎藤 稔	〃	16番	小林郁雄
農業委員	1番	坂本正雄	〃	8番	山岸和人	〃	17番	市川和志
〃	2番	茂木 都	〃	9番	中村嘉博	〃	18番	小林英次
〃	3番	中澤秀樹	〃	10番	宮尾哲雄	〃	19番	神林秀明
〃	4番	小林 昇	〃	11番	春原 博	〃	20番	豊田耕一
〃	5番	長野 衛	〃	12番	平野 正	〃	21番	依田浩明

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、農業委員総数14人中全員の出席をいただいておりますので、本日の会議の

成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

どうもご苦労様です。先の台風17号によりまして、当市におきましてもリンゴ、ナシ等の果実の落果被害等があったわけですが、農作物被害も約1,300万円余りということで被害に遭われた農家の皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、実りの秋を迎えまして農作物の収穫等で大変お忙しいなか、9月総会にご参集いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようによろしくお願いいたします。それではさっそく9月総会に入らせていただきます。

9月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、1番 坂本正雄委員、2番 茂木都委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

1番

譲受人ですが、日野地区でも若手の後継者で、今回申請のあったほかにも農地を借りて一生懸命耕作されている方ですのでよろしくお願いいたします。

議長

ほかにないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第18号の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第18号の1件については、許可と決定しました。

議長

次に、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

1番

皆さんも現場を見ていると思いますが、申請人は実費で水道管とガス管を敷いておりましてぜひよろしくお願いいたします。

議長

ほかにないようでありますので推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようですので、採決を行います。議案第19号の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第19号の1件については、意見可と決定しました。

議長

次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いいたします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。

議長 ないようでありますので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、採決を行います。議案第 20 号の 1 件について、意見可と決定する
に賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 20 号の 1 件については、意見可と決定しました。
次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について」申請件数 8 件を議題といたします。
最初に、議案第 21 号の No.1 の 1 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いいたします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 21 号の No.1 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 21 号の No.1 の 1 件については、決定とすることに
決定しました。

議長 次に、議案第 21 号の No.2 の 1 件について、審議いたします。
案件につきましては、私（自己）に関する事項であり、会議規則第 11 条により議事に
参与できませんので、ここで議長を田中郁男会長職務代理に交代し、審議を進めていた
できます。

議長 (田中郁男会長職務代理) 議長を交代しました。
それでは、No.2 について審議いたします。
この案件につきましては、会議規則第 11 条により神林利彦委員の退席をお願いします。
なお、議決後は着席を認めます。
それでは、事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いいたします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 21 号の No.2 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 21 号の No.2 の 1 件については、決定とすること
に決定しました。
それでは、神林利彦委員の着席を認めます。
No.3 以降の審議については、会長が会議規則第 11 条に該当しませんのでここで神林
利彦会長に交代し、審議を進めていただきます。

議長 (神林利彦会長) 議長を交代しました。
それでは、No.3 から No.5 までの 3 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 21 号のNo.3 からNo.5 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 21 号のNo.3 からNo.5 までの 3 件については、決
定とすることに決定しました。
次に、No.6 からNo.8 までの 3 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 21 号のNo.6 からNo.8 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さん
は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 21 号のNo.6 からNo.8 までの 3 件については、決
定とすることに決定しました。

議長
以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件、
報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 3 件に
ついて事務局の説明を願います。

事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、9 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名委員

署名委員